

令04原機(峠)045

令和4年4月26日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正範

(公印省略)

定期事業者検査報告書

(定期事業者検査終了時)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の5第1項の規定に基づく国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの加工施設(ウラン濃縮原型プラント)の定期事業者検査が終了したので、同条第3項の規定並びに核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の13第2項及び第3項に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

住 所 : 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

代表者の氏名 : 理事長 小口 正範

2. 加工施設を設置した事業所の名称及び所在地

名 称 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター

所 在 地 : 岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550番地

3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象 : 核燃料物質加工施設(ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟)

検査の方法 : 別添1「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターウラン濃縮原型プラント 定期事業者検査実績」のとおり

検査の期日 : 令和3年11月25日～令和4年3月16日

4. 検査の実績

別添1「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターウラン濃縮原型プラント 定期事業者検査実績」に示す。

なお、定期事業者検査における所見及び処置すべき事項はなかった。

添付書類

別添1「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターウラン濃縮原型プラント 定期事業者検査実績」

参考資料

参考資料1「核燃料物質加工施設 施設管理実施計画（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」

参考資料2「設備保全整理表 核燃料物質加工施設（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」

参考資料3「検査要否整理表 核燃料物質加工施設（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」

以上

別添 1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター
ウラン濃縮原型プラント 定期事業者検査実績

(1/2)

検査項目	検査事項	施設区分	検査対象 【対象設備等】	期日 (検査実績)	検査の方法*1
漏水防止機能 確認検査	<ul style="list-style-type: none"> ・外観目視確認 ・建家鉄骨の肉厚確認 ・地震発生時の巡視 	建物本体	<ul style="list-style-type: none"> ・主棟 	R4. 1. 19	保安
吊上げ高さ制限 機能確認検査	<ul style="list-style-type: none"> ・吊上げ高さ制限機能確認 	核燃料物質の 貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> 【搬送設備】 ・天井走行クレーン ・テルハ(16トンホイスト) 	R3. 12. 22	記録
停電時保持機能 確認検査	<ul style="list-style-type: none"> ・停電時保持機能確認 		<ul style="list-style-type: none"> 【搬送設備】 ・天井走行クレーン ・テルハ(16トンホイスト) 	R3. 12. 22	記録
性能維持機能確 認検査	<ul style="list-style-type: none"> ・性能維持機能確認 		<ul style="list-style-type: none"> 【搬送設備】 ・天井走行クレーン ・テルハ(16トンホイスト) 	R3. 12. 22	記録
閉じ込め機能 確認検査	<ul style="list-style-type: none"> ・外観目視確認 ・漏えい確認 	核燃料物質の 貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> 【核燃料物質の貯蔵設備】 ・ANSI規格48Y ・ANSI規格30B ・ハンドリング用シリンダ ・滞留ウラン回収容器 	R4. 3. 10	記録
閉じ込め機能 (負圧維持機能) 確認検査	<ul style="list-style-type: none"> ・負圧確認 	放射性廃棄物 の廃棄施設	<ul style="list-style-type: none"> 【気体廃棄物の廃棄設備】 ・負圧指示調節計等 	R4. 3. 15	抜取/記録
	<ul style="list-style-type: none"> ・インタロック作動確認 		<ul style="list-style-type: none"> 【気体廃棄物の廃棄設備】 ・主棟給排気系(1) 送・排風機 ・主棟給排気系(2) 送・排風機 ・付属棟給排気系 局所排気設備送・排風機 	R4. 3. 15	抜取/記録
	<ul style="list-style-type: none"> ・排風機の風量確認 		<ul style="list-style-type: none"> 【気体廃棄物の廃棄設備】 ・主棟給排気系(1) 排風機 ・主棟給排気系(2) 排風機 ・付属棟給排気系 局所排気設備排風機 	R4. 3. 16	記録
	<ul style="list-style-type: none"> ・負圧警報作動確認 		<ul style="list-style-type: none"> 【気体廃棄物の廃棄設備】 ・負圧警報装置(負圧指示 調節計、差圧指示調節計、圧 力指示調節計) 	R4. 3. 15 R4. 3. 16	抜取/記録
放射性物質の 除去機能確認 検査	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の除 去機能確認 		<ul style="list-style-type: none"> 【気体廃棄物の廃棄設備】 ・フィルタユニット(高性能 エアフィルタ) 	R4. 1. 19	記録
局所排気機能 確認検査	<ul style="list-style-type: none"> ・局所排気機能確 認 		<ul style="list-style-type: none"> 【気体廃棄物の廃棄設備】 ・保守フード 	R4. 1. 19	記録

*1: 記録: 記録確認、保安: 保安記録確認、抜取: 一部立会確認、立会: 立会確認

検査項目	検査事項	施設区分	検査対象 【対象設備等】	期日 (検査実績)	検査の方法*1
管理廃水処理機能確認検査	・処理能力確認	放射性廃棄物の廃棄施設	【液体廃棄物の廃棄設備】 管理廃水処理設備 ・管理廃水受水槽A、B ・管理廃水排水槽A、B ・反応槽 ・脱水機 ・砂ろ過器	R3. 12. 22 R4. 3. 10	記録
	・容量確認 ・漏えい確認		【液体廃棄物の廃棄設備】 管理廃水処理設備 ・管理廃水受水槽A、B ・管理廃水排水槽A、B	R3. 12. 22 R4. 3. 10	記録
	・液面高検知装置の作動確認		【液体廃棄物の廃棄設備】 管理廃水処理設備 ・管理廃水受水槽A、B ・管理廃水排水槽A、B	R4. 3. 10	抜取/記録
臨界管理機能確認検査	・外観目視確認 ・相互間距離確認	放射性廃棄物の廃棄施設	【固体廃棄物の廃棄設備】 ・使用済NaF収納ドラム缶 ・使用済貯蔵エリア（使用済NaF保管用パードケージ）	R4. 2. 15	保安
排気中の放射性物質濃度測定機能確認検査	・計数効率確認 ・警報作動確認	放射線管理施設	【放射線管理設備】 ・排気用ダストモニタ〔 α 線、 β (γ)線〕	R3. 12. 7	抜取/記録
	・検出範囲確認 ・警報作動確認		【放射線管理設備】 ・排気用HFモニタ ・エリア用モニタ	R3. 12. 7	記録
放射線の測定機能確認検査	・線源較正確認 ・警報作動確認			【放射線管理設備】 ・モニタリングポスト ・モニタリングステーション	R3. 12. 16
センター内の連絡機能確認検査	・非常用連絡設備機能確認	その他加工施設の附属施設	【非常用設備】 ・非常用通報連絡設備 ・非常用電源装置 ・ページング装置	R4. 1. 19	記録
外部電源喪失時の電源供給機能確認検査	・能力確認 ・作動確認	その他加工設備の附属施設	【非常用設備】 ・無停電電源装置	R4. 3. 10	抜取/記録
	・能力確認 ・作動確認 ・機能確認	その他加工設備の附属施設	【非常用設備】 ・非常用発電機	R3. 11. 25	立会
火災検知機能確認検査	・火災検知機能確認	その他加工施設の附属施設	【自動火災報知設備】 ・受信機 ・感知器 ・地区音響装置 ・発信機	R4. 2. 15	記録
消防法に基づく性能確認検査	・員数確認 ・健全性確認 ・作動確認		【消火設備】 ・消火器 ・消火栓 ・ハロン消火設備	R4. 2. 15	記録

*1：記録：記録確認、保安：保安記録確認、抜取：一部立会確認、立会：立会確認

本資料には核物質防護情報が含まれているため、該当箇所をマスキングしています。

核燃料物質加工施設 施設管理実施計画

(ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟)

承認		同意	作成		
副所長 (技術担当)	廃止措置・ 技術開発部長	核燃料 取扱主任者	安全 管理課長	廃止措置 推進課長	施設 管理課長

令和4年3月

人形峠環境技術センター

安全管理課

廃止措置・技術開発部

施設管理課

廃止措置・技術開発部

廃止措置推進課

改訂履歴

改訂	記 事	施行日
制定	令和3年度 制定	令和3年5月 7日
01	<ul style="list-style-type: none">・ 組織改編に伴う組織名称の変更・ 第2条の始期及び期間の年月日は1項に記載しているため削除。	令和3年8月 2日
02	<ul style="list-style-type: none">・ 令和3年度原子力安全監査での【推奨】事項として、第2条の始期及び期間の記載内容では評価期間が含まれておらずかつ空白期間が生じている旨の所見が出された。この対応として期間について加工規則に記載されている要求内容と整合を図る。	令和4年3月16日

施設管理実施計画の策定及び実施（第7条の4第1項）

第1条 本計画は、核燃料物質加工施設のウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の施設管理にあたり、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」（以下「加工規則」という。）第7条の4第1項第2号の定めにより策定した廃止措置期間中に性能を維持すべき加工施設（以下、「性能維持施設」という。）に係る「施設管理方針」に従って達成すべく、同条第1項第3号により策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、同条第1項第4号に基づき、施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）として定めたものである。

（第7条の4第1項第4号イ 施設管理実施計画の始期及び期間）

第2条 施設管理実施計画の始期は、定期事業者検査を開始する日とし、その期間は、次回定期事業者検査の前日までとする。なお、巡視及び点検に係る保守管理は年度初めから次回定期事業者検査の前日までの期間とする。

2 施設管理課長及び安全管理課長は、第1項の計画の作成にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設保守管理要領書」に基づき、必要な手続きを行う。

（第7条の4第1項第4号ロ 設計及び工事）

第3条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設の修理及び改造に係る設計及び工事を行うときは、保安規定第9章 保守管理第3節【**保守及び改造**】第75条《**保守及び改造作業の実施**》の定めにより業務を実施する。

2 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の業務の実施にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」、「調達管理要領書」、「設計管理要領書」及び「核燃料取扱施設保守管理要領書」に基づき、必要な手続きを行う。

令和3年度には設計及び工事の予定はなし。

（第7条の4第1項第4号ハ 施設の保全のために実施する巡視）

第4条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型

プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設について、保安規定第9章 保守管理 第1節【施設管理】第71条《巡視》に基づき、当該施設の保安のための巡視を行う。

- 2 施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長は、供用を終了し恒久的な措置を講じた機器類について、保安規定第6章 核燃料物質等の管理 第35条《管理区域内における保管》の定め及び「放射性物質等管理要領書」に基づき、当該機器類の管理のための巡視を行う。
- 3 施設管理課長及び安全管理課長は、第1項の巡視の実施にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設保守管理要領書」に基づき、必要な手続きを行う。

(第7条の4第1項第4号ニ 点検等の方法、実施頻度及び時期)

第5条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設について、保安規定第9章 保守管理 第1節【施設管理】第68条《施設管理実施計画等の策定》の定めにより、当該施設の巡視、点検等の方法、実施頻度及び時期を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を作成する。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の「設備保全整理表」に記載する巡視、点検等の方法については、それらの手順を示した要領書等を示した索引番号等の表記に代えることができる。
- 3 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の巡視、点検等の実施に当たっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」、「調達管理要領書」、「核燃料取扱施設保守管理要領書」及び「監視機器及び測定機器の管理要領書」に基づき、必要な手続きを行う。
- 4 独立検査委員会は、検査の実施に当たっては、保安規定第9章 保守管理 第2節【定期事業者検査】及び第4節【使用前事業者検査】の定め及び「独立検査実施要領書」に基づき、「定期事業者検査実施計画書」、「定期事業者検査要領書」、「使用前事業者検査実施計画書」及び「使用前事業者検査要領書」を作成し、必要な手続きを行う。
- 5 前項の検査の実施に当たっては、保安規定第2章 安全管理体制 第3節【委員会】第13条《独立検査委員会》及び「独立検査実施要領書」の定めにより、

検査の独立性を確保する。

(第7条の4第1項第4号ホ 工事及び点検等を実施する際の保安確保のための措置)

第6条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設について、第3条の設計及び工事並びに第5条の点検等を実施する際は、「核燃料取扱施設運転管理要領書」、「核燃料施設区域管理要領書」、「核燃料取扱施設保守管理要領書」及びその他関連要領の定めにより、保安の確保のために必要な措置を講じる。

2 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の措置にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設保守管理要領書」に基づき、必要な手続きを行う。

(第7条の4第1項第4号へ 設計、工事、巡視、点検等の結果の確認及び評価)

第7条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設に係る第3条の設計及び工事、第4条の巡視並びに第5条の点検等の結果について、保安規定第9章 保守管理 第1節【施設管理】第70条《保全活動の有効性評価及び改善》の定め及び「核燃料取扱施設保守管理要領書」に基づき、必要な確認及び評価を行う。

2 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の確認及び評価にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設保守管理要領書」に基づき、必要な手続きを行う。

(第7条の4第1項第4号ト 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善)

第8条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫並びに非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設について、前条の確認及び評価の結果、実施すべき処置があると認める場合は、保安規定第9章 保守管理 第1節【施設管理】第70条《保全活動の有効性評価及び改善》の定め並びに「核燃料取扱施設保守管理要領書」及び「保安活動

指標設定評価要領書」に基づき、必要な改善を行う。

- 2 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の改善の実施にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設保守管理要領書」に基づき、必要な手続きを行う。

(第7条の4第1項第4号チ 施設管理に関する記録)

第9条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設の第2条から第8条までの施設管理に係る記録について、保安規定第14章 記録及び報告 第92条《記録等》の定めにより、必要な期間、保存する。

附則

この計画は、令和4年3月16日から施行する。

設備保全整理表

核燃料物質加工施設
 (ウラン濃縮原型プラント
 廃棄物貯蔵庫
 非常用発電機棟)

承認		同意	作成		
副所長 (技術担当)	廃止措置・ 技術開発部長	核取 主任者	安全 管理課長	廃止措置 推進課長	施設 管理課長

令和3年8月

人形峠環境技術センター

安全管理課

廃止措置・技術開発部

施設管理課

廃止措置・技術開発部

廃止措置推進課

本資料には核物質防護情報が含まれているため、該当箇所をマスキングしています。

改訂履歴

改訂	記事	制定日
制定	R3年度 制定	令和3年5月10日
01	組織改編に伴う組織名称の変更 記載の適正化（検査項目名の変更）	令和3年8月2日

施設：ウラン濃縮原型プラント 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器					供用段階					中長期保全*1			備考	担当 課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準の該当 条項)	要領書 索引番号	巡視、点検項目	点検頻度 () 付き は、自主的 な点検	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造	要領書 索引番号					
加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書 3.廃止措置対象施設及びその敷地 表3-6 廃止措置対象主要施設及び主な設備(1/6) (1) 原型プラント	建物本体	主棟 付属棟	—	—	低	時間基準 保全	漏水防止機能確認検査 ・外観目視確認（外壁・天井・内壁） ・建屋鉄骨の肉厚確認 ・地震発生時の巡視	—	日常の巡視	1回/日	施設-SMM-760-162-003	—	—	—	性能維持施設	施設管理課		
									外壁の外観目視	1回/年	施設-SMM-760-164-001	—	—	—	性能維持施設	施設管理課		
									天井・内壁の外観目視	1回/年	施設-SMM-760-164-001	—	—	—	性能維持施設	施設管理課		
									地震発生時の巡視	地震4以上の発生 の都度	施設-SMM-720-013-002	—	—	—	性能維持施設	施設管理課		
									建屋鉄骨の肉厚測定	1回/年	施設-SMM-760-165-024	—	—	—	性能維持施設	施設管理課		
	加工設備本体(濃縮施設)	DOP-1 カスケード設備	DOP-1 カスケード設備	・DOP-1 遠心分離機	1式	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課	
				・DOP-2 遠心分離機	1式	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課	
				・インバータ装置 (制御盤,整流器盤,インバータ盤)	6基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-721-128-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課	
				DOP-1 UF6処理設備	・製品コールドトラップ	2基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課
					・廃品コールドトラップ	3基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課
					・カスケード 排気系 ケミカルトラップ (NaF)	2基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課
					・カスケード 排気系 ケミカルトラップ (Al2O3)	2基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課
					・カスケード 排気系 ブースターポンプ	2基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課
					・カスケード 排気系 ローターポンプ	2基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課
					・発生槽	3基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課
					・バッファタンク	1基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課
					・製品回収槽	4基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課
					・廃品回収槽	4基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課
					・一般バージ系 ケミカルトラップ (NaF)	1基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課
					・一般バージ系 ケミカルトラップ (Al2O3)	2基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課
・一般バージ系 ローターポンプ	1基	低	事後保全		—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課				
・冷却器	2基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課					
加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書 3.廃止措置対象施設及びその敷地 表3-6 廃止措置対象主要施設及び主な設備(2/6) (1) 原型プラント(続き)	均質設備	均質設備	・シリンダ槽(30B)	5基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課		
			・シリンダ槽(48Y)	1基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課		
			・均質設備コールドトラップ	1基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課		
			・均質設備 ケミカルトラップ (NaF)	2基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課		
			・均質設備 ケミカルトラップ (Al2O3)	2基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課		
			・均質設備 ブースターポンプ	1基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課		
・均質設備 ローターポンプ	2基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は点検不要	施設管理課					

施設：ウラン濃縮原型プラント 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器					供用段階					中長期保全*1			備考	担当 課室						
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準の該当 条項)	要領書 索引番号	巡視、点検項目	点検頻度 () 付き は、自主的 な点検	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造	要領書 索引番号								
		滞留ウラン除去 設備	・ サンプル小分け装置	1式	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は 点検不要	施設管理課					
			・ NaF処理槽	1基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は 点検不要	施設管理課					
			・ ボンベ槽	2基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	処理-SMM-760-162-0011	—	—	—	設備撤去後は 点検不要	廃止措置推進課					
			・ IF7調整槽	1基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	処理-SMM-760-162-0011	—	—	—	設備撤去後は 点検不要	廃止措置推進課					
			・ 回収用コールドトラップ	2基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	処理-SMM-760-162-0011	—	—	—	設備撤去後は 点検不要	廃止措置推進課					
			・ IF7コールドトラップ	1基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	処理-SMM-760-162-0011	—	—	—	設備撤去後は 点検不要	廃止措置推進課					
			・ 滞留用回収系 ケミカルトラップ (NaF)	1基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	処理-SMM-760-162-0011	—	—	—	設備撤去後は 点検不要	廃止措置推進課					
			・ 滞留用排気系 ケミカルトラップ (NaF)	1基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	処理-SMM-760-162-0011	—	—	—	設備撤去後は 点検不要	廃止措置推進課					
			・ 滞留用バージ系 ケミカルトラップ (NaF)	1基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	処理-SMM-760-162-0011	—	—	—	設備撤去後は 点検不要	廃止措置推進課					
			・ 滞留用排気系 ケミカルトラップ (Al2O3)	1基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	処理-SMM-760-162-0011	—	—	—	設備撤去後は 点検不要	廃止措置推進課					
			・ 滞留用バージ系 ケミカルトラップ (Al2O3)	1基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	処理-SMM-760-162-0011	—	—	—	設備撤去後は 点検不要	廃止措置推進課					
			・ 滞留用バージ系 プーラーポンプ	1基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	処理-SMM-760-162-0011	—	—	—	設備撤去後は 点検不要	廃止措置推進課					
			・ 滞留用排気系 ローターポンプ	2基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	処理-SMM-760-162-0011	—	—	—	設備撤去後は 点検不要	廃止措置推進課					
			・ 滞留用バージ系 ローターポンプ	1基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	処理-SMM-760-162-0011	—	—	—	設備撤去後は 点検不要	廃止措置推進課					
			・ 滞留ウラン回収槽	1基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	処理-SMM-760-162-0011	—	—	—	設備撤去後は 点検不要	廃止措置推進課					
			・ 回収用コップ レッサ	1基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	処理-SMM-760-162-0011	—	—	—	設備撤去後は 点検不要	廃止措置推進課					
・ 循環用コップ レッサ	1基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	処理-SMM-760-162-0011	—	—	—	設備撤去後は 点検不要	廃止措置推進課								
加工の事業に係る廃止措置 計画認可申請書 3.廃止措置対象施設及び その敷地 表3-6 廃止措置対象主要 施設及び主な設備(3/6) (1) 原型プラント(続き)	核燃料物質の貯蔵 施設		・ 滞留ウラン回収容器	1式	低	時間基準 保全	閉じ込め機能確認検査 ・ 外観目視確認 ・ 漏えい確認	施設-SMM-760-166-014	日常の巡視(臨界管理)	1回/週	施設-SMM-721-112-004	—	—	—	性能維持施設	施設管理課					
			・ ハンドリング用シリンダ						外観点検	1回/年	施設-SMM-760-164-036	—	—	—	性能維持施設	施設管理課					
			・ ANSI規格48Y						漏えい点検	1回/週	施設-SMM-760-162-003	—	—	—	性能維持施設	施設管理課					
			・ ANSI規格30B						員数確認	1回/年	施設-SMM-760-164-036	—	—	—	性能維持施設	施設管理課					
									肉厚測定	1回/年	施設-SMM-760-165-029	—	—	—	性能維持施設	施設管理課					
			・ 48Yシリンダ置台						1式	低	事後保全	—	—	日常の巡視	(1回/週)	施設-SMM-720-112-004	—	—	—	—	施設管理課
			・ 30Bシリンダ置台						—	低	事後保全	—	—	外観目視	(使用前)	使用前までに作成 予定	—	—	—	—	施設管理課
			・ 積換台						—	低	事後保全	—	—	外観目視	(使用前)	使用前までに作成 予定	—	—	—	—	施設管理課
			・ ターンテーブル						—	低	事後保全	—	—	外観目視	(使用前)	使用前までに作成 予定	—	—	—	—	施設管理課
			・ ANSI規格48Y						1式	低	時間基準 保全	閉じ込め機能確認検査 ・ 外観目視確認 ・ 漏えい確認	施設-SMM-760-166-014	外観点検	1回/年	施設-SMM-760-164-036	—	—	—	性能維持施設	施設管理課
			漏えい点検											1回/週	施設-SMM-760-162-003	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
			員数確認											1回/年	施設-SMM-760-164-036	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
肉厚測定	1回/年	施設-SMM-760-165-029	—	—	—	性能維持施設	施設管理課														
・ 48Yシリンダ置台	1式	低	事後保全	—	—	日常の巡視	(1回/週)	施設-SMM-760-162-003	—	—	—	—	施設管理課								

施設：ウラン濃縮原型プラント 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器					供用段階					中長期保全*1			備考	担当 課室				
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準の該当 条項)	要領書 索引番号	巡視、点検項目	点検頻度 () 付き は、自主的 な点検	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造	要領書 索引番号						
			・ANSI規格48Y	1式	低	時間基準 保全	閉じ込め機能確認検査 ・外観目視確認 ・漏えい確認	施設-SMM-760-166-014	外観点検	1回/年	施設-SMM-760-164-036	—	—	—	性能維持施設	施設管理課			
			漏えい点検																
			日常の巡視(外観・漏えい)																
			員数確認																
					・48Yシリンダ置台	1式	低	事後保全	—	—	—	日常の巡視	(1回/週)	施設-SMM-760-162-003	—	—	—	性能維持施設	施設管理課
					・フォークリフト	1台	低	事後保全	—	—	—	作動点検	(使用前)	メーカによる点検	—	—	—	休止中	施設管理課
			搬送設備	・天井走行クレーン ・テルハ(16トノイスト)	—	低	時間基準 保全	吊上げ高さ制限機能確認検査 停電時保持機能確認検査 性能維持機能確認検査	施設-SMM-760-166-013	吊上げ高さ制限点検 停電時保持点検	1回/年	施設-SMM-720-166-013	—	—	—	性能維持施設	施設管理課		
									安衛法に基づく点検	メーカによる点検									
										作動点検	1回/月	施設-SMM-760-162-005	—	—	—	性能維持施設	施設管理課		
			保守室及び均質 操作室	・ジブクレーン(手動式)	1台	低	事後保全	—	—	外観点検	(使用前)	使用前までに作成 予定	—	—	—		施設管理課		
				・1.2トノイスト (手動チェーンロック)	1台	低	事後保全	—	—	性能点検	(使用前)	施設-SMM-760-165-030	—	—	—	休止中	施設管理課		
				・運搬台車	1基	低	事後保全	—	—	作動点検	(使用前)	施設-SMM-760-165-030	—	—	—	休止中	施設管理課		
		加工の事業に係る廃止措 置計画認可申請書 3.廃止措置対象施設及び その敷地 表3-6 廃止措置対象主要 施設及び主な設備(4/6) (1) 原型プラント(続き)	放射性廃棄物の廃 棄施設	気体廃棄物の廃 棄設備	主棟(排気系1)	3系統	中	時間基準 保全	閉じ込め機能(負圧維持機能)確認検査 ・負圧確認 ・インターロック作動確認 ・排風機の風量確認 ・負圧警報作動確認	施設-SMM-760-166-001	インターロック作動点検	1回/年	施設-SMM-760-164-001	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
施設-SMM-760-166-002	排風機の処理能力点検				1回/年					施設-SMM-760-164-001	—	—	—	性能維持施設	施設管理課				
—	排気ダクト外観点検				1回/年					施設-SMM-760-165-022	—	—	—	性能維持施設	施設管理課				
—	機能点検				1回/年					施設-SMM-760-165-002	—	—	—	性能維持施設	施設管理課				
					・負圧指示調節計等	12基	低	時間基準 保全		施設-SMM-760-166-003	負圧確認	1回/年	施設-SMM-760-164-001	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
施設-SMM-760-166-005	警報作動点検				1回/年					施設-SMM-760-164-001	—	—	—	性能維持施設	施設管理課				
—	負圧差圧の警報作動確認				1回/月					施設-SMM-760-165-101	—	—	—	性能維持施設	施設管理課				
											負圧指示調節計の校正	1回/年	施設-SMM-760-165-001	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
					主棟(排気系1) ・フィルタユニット(循環系) ・フィルタユニット(排気系) 主棟(排気系2) ・排気フィルタユニット 付属棟(局所排気設備) ・フィルタユニット	3系統	低	時間基準 保全	放射性物質の除去機能確認検査	施設-SMM-760-166-004	ろ過装置(高性能エアフィルタ)の性能確認点検	高性能フィルタ交換の都度	施設-SMM-760-163-010	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
					付属棟(局所排気設備) ・小分けフード	1基	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は 点検不要	施設管理課	
		付属棟(局所排気設備) ・配管フード	5台	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	—	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				
		付属棟(局所排気設備) ・保守フード	1基	低	時間基準 保全	局所排気機能確認検査 ・保守フード面速測定	施設-SMM-760-166-006	保守フードの面速測定	1回/年	施設-SMM-760-164-003	—	—	—	性能維持施設	施設管理課				
		・分析フード	3基	低	事後保全	—	—	分析フードの面速測定	(1回/年)	施設-SMM-760-164-005	—	—	—		施設管理課				

施設：ウラン濃縮原型プラント 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器					供用段階					中長期保全*1			備考	担当 課室		
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準の該当 条項)	要領書 索引番号	巡視、点検項目	点検頻度 () 付き は、自主的 な点検	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造	要領書 索引番号				
		液体廃棄物の廃棄設備	主棟(管理廃水処理設備) ・管理廃水受水槽 ・反応槽 ・脱水機 ・砂ろ過器 ・管理廃水排水槽 ・発生回収室ビット ・均質操作室ビット ・廃水配管	—	低	時間基準 保全	管理排水処理機能確認検査 ・処理能力確認 ・容量確認 ・漏えい確認 ・液面高検知装置の作動確認	施設-SMM-760-166-007	処理能力確認	1回/年	施設-SMM-760-165-007	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
							—	容量(容積)確認 漏えい点検	1回/年	施設-SMM-760-165-007	—	—	—	性能維持施設	施設管理課		
							—	肉厚測定	1回/年	施設-SMM-760-165-012	—	—	—	性能維持施設	施設管理課		
							施設-SMM-760-166-008	液面検知の警報作動確認	1回/月	施設-SMM-760-165-102	—	—	—	性能維持施設	施設管理課		
							—	日常の巡視	(1回/日)	施設-SMM-760-162-003	—	—	—	施設管理課			
		固体廃棄物の廃棄設備	使用済NaF収納ドラム缶 パドケージ	1式	低	時間基準 保全	臨界管理機能確認検査 ・外観目視確認 ・相互間距離確認	—	日常の巡視(臨界管理)	1回/週	施設-SMM-721-112-004	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書 3.廃止措置対象施設及びその敷地 表3-6 廃止措置対象主要施設及び主な設備(5/6) (1) 原型プラント(続き)	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	出入管理関係設備	手・足・衣服モニタ	2台	低	事後保全	—	—	機器の点検	(1回/年)	安管-SMM-755-10	—	—	—	安全管理課	
			個人管理用測定設備	熱蛍光線量計測定装置	1台	低	事後保全	—	—	機器の点検	(1回/年)	安管-SMM-752-10	—	—	—	安全管理課	
				ポケット線量計	10本	低	事後保全	—	—	機器の点検	(1回/年)	安管-SMM-752-10	—	—	—	安全管理課	
			放射線監視・測定設備	シンチレーション型サーベイメータ	10台	低	事後保全	—	—	機器の点検	(1回/年)	安管-SMM-755-10	—	—	—	安全管理課	
				GM管式サーベイメータ	5台	低	事後保全	—	—	機器の点検	(1回/年)	安管-SMM-755-10	—	—	—	安全管理課	
				電離箱式サーベイメータ	4台	低	事後保全	—	—	機器の点検	(1回/年)	安管-SMM-755-10	—	—	—	安全管理課	
				エリア用HFモニタ	3台	低	事後保全	—	—	恒久的措置点検	(1回/月)	安管-SMM-760-20	—	—	—	設備撤去後は点検不要	安全管理課
				エリア用HFモニタ(排気系2)	1台	低	時間基準 保全	排気中の放射性物質濃度測定機能確認検査 ・検出範囲確認 ・警報作動確認	安管-SMM-760-20	機能点検	1回/年	安管-SMM-760-20	—	—	—	性能維持施設	安全管理課
				エアスニッフア検出端	51個	低	事後保全	—	—	機器の点検	(1回/年)	安管-SMM-755-10	—	—	—	安全管理課	
				排気用αダストモニタ	3台	中	時間基準 保全	排気中の放射性物質濃度測定機能確認検査 ・計数効率確認 ・警報作動確認	安管-SMM-760-20	機能点検	1回/年	—	—	—	—	性能維持施設	安全管理課
								—	—	日常の巡視(設備・機器の停止時は除く)	1回/日	安管-SMM-754-10	—	—	—		
				排気用β(γ)ダストモニタ	2台	中	時間基準 保全	排気中の放射性物質濃度測定機能確認検査 ・計数効率確認 ・警報作動確認	安管-SMM-760-20	機能点検	1回/年	—	—	—	—	性能維持施設	安全管理課
								—	—	日常の巡視(設備・機器の停止時は除く)	1回/日	安管-SMM-754-10	—	—	—		

施設：ウラン濃縮原型プラント 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器					供用段階					中長期保全*1			備考	担当 課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)		保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準の該当 条項)	要領書 索引番号	巡視、点検項目	点検頻度 () 付き は、自主的 な点検	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造			要領書 索引番号		
	屋外管理用の主 要な設備		排気用HFモニタ	2台	中	時間基準 保全	排気中の放射性物質濃度測定機能確認 検査 ・検出範囲確認 ・警報作動確認	安管-SMM-760- 20	機能点検	1回/年	-	-	-	-	性能維持施設	安全管理課		
							-	-	日常の巡視 (設備・機器の停止時は除 く)	1回/日	安管-SMM-754-10	-	-					
		試料分析関係設備		個人用マスクサングラ	5台	低	事後保全	-	-	機器の点検	(1回/年)	安管-SMM-755-10	-	-	-		安全管理課	
				可搬型空気サングラ	1台	低	事後保全	-	-	機器の点検	(1回/年)	安管-SMM-755-10	-	-	-		安全管理課	
				放射能測定装置	1台	低	事後保全	-	-	機器の点検	(1回/年)	安管-SMM-755-10	-	-	-		安全管理課	
				放射線管理設備	モニタリングポイント	1式	低	事後保全	-	-	機器の点検	(1回/年)	安管-SMM-755-20	-	-	-		安全管理課
		屋外管理用の主 要な設備			可搬型空気サングラ	1式	低	事後保全	-	-	機器の点検	(1回/年)	安管-SMM-755-20	-	-	-		安全管理課
					モニタリング車	1台	低	事後保全	-	-	機器の点検	(1回/年)	安管-SMM-755-20	-	-	-		安全管理課
					放射能測定装置	1式	低	事後保全	-	-	機器の点検	(1回/年)	安管-SMM-755-20	-	-	-		安全管理課
					気象観測設備	1式	低	事後保全	-	-	機器の点検	(1回/年)	安管-SMM-755-20	-	-	-		安全管理課
	モニタリングポスト				2式	低	時間基準 保全	放射線の測定機能確認検査 ・線源校正確認 ・警報作動確認	安管-SMM-755- 20	機能点検	1回/年	-	-	-	-	性能維持施設	安全管理課	
	モニタリングステー ション				1式	低	時間基準 保全	放射線の測定機能確認検査 ・線源校正確認 ・警報作動確認	安管-SMM-755- 20	機能点検	1回/年	-	-	-	-	性能維持施設	安全管理課	
	その他加工設備の 附属施設	分析設備		質量分析装置	2台	低	事後保全	-	-	恒久的措置点検	(1回/月)	開発-SMM-760- 162-262	-	-	-	休止中	廃止措置推進課	
				重金属溶液処理装置	1台	低	事後保全	-	-	恒久的措置点検	(1回/月)	開発-SMM-760- 162-262	-	-	-	休止中	廃止措置推進課	
				ICP発光装置	1台	低	事後保全	-	-	恒久的措置点検	(1回/月)	開発-SMM-760- 162-262	-	-	-	休止中	廃止措置推進課	
				分光光度計	3台	低	事後保全	-	-	恒久的措置点検	(1回/月)	開発-SMM-760- 162-262	-	-	-	休止中	廃止措置推進課	
		計量設備		秤量計	-	低	事後保全	-	-	計器校正	(1回/年)	施設-SMM-760- 165-031	-	-	-		施設管理課	
				非常用設備	非常用通報設備	非常用電源装 置	低	時間基準 保全	センター内の連絡機能確認検査	施設-SMM-760- 166-010	機能点検	1回/年	施設-SMM-760- A65-004	-	-	-	性能維持施設	施設管理課
		ベージング装置	低			時間基準 保全	-	機能点検		1回/年	施設-SMM-760- A65-004	-	-	-	性能維持施設	施設管理課		
		-	-			機能確認	1回/月	施設-SMM-760- A65-003		-	-	-	性能維持施設	施設管理課				
非常用設備		自動火災報知設備 ・受信機 ・感知器 ・地区音響装置 ・発信機	一式	低	時間基準 保全	火災検知機能確認検査	施設-SMM-760- 166-015	機能点検	1回/6ヶ月	施設-SMM-760- 164-039	-	-	-	性能維持施設	施設管理課			
							-	-	機能確認	1回/月	施設-SMM-760- 165-105	-	-	-	性能維持施設	施設管理課		
							施設-SMM-760- 166-016 施設-SMM-760- 166-017	総合点検	1回/年	施設-SMM-760- 164-039	-	-	-		施設管理課			
非常用設備		消火設備 ・ハロン消火設備 ・消火器 ・消火栓	一式	低	事後保全	消防法に基づく性能確認	-	-	機能点検	(1回/6ヶ月)	施設-SMM-760- 065-001	-	-	-		施設管理課		
							-	-	員数確認	(1回/月等)	共通安全作業基準 2.2.7	-	-	-	性能維持施設	施設管理課		

施設：ウラン濃縮原型プラント 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器					供用段階					中長期保全*1			備考	担当 課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準の該当 条項)	要領書 索引番号	巡視、点検項目	点検頻度 () 付き は、自主的 な点検	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造	要領書 索引番号			
			無停電電源装置	3基	中	時間基準 保全	外部電源喪失時の電源供給機能確認検査 ・能力確認 ・作動確認	施設-SMM-760-166-011	機能点検	1回/年	施設-SMM-760-165-016	—	—	—	性能維持施設	施設管理課
			漏えい電流測定						2回/年	施設-SMM-760-162-009	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
			蓄電池の電圧測定						1回/月	施設-SMM-760-165-103	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
			絶縁抵抗測定						1回/年	施設-SMM-760-165-016	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
	ユーティリティ 設備	恒温水チラー	3基	低	事後保全	—	—	—	日常の巡視	(1回/日)	施設-SMM-760-162-003	—	—	—		施設管理課
									低温水チラー	3基	低	事後保全	—	—	一圧容器点検	(1回/年)
		機能点検	(1回/年)	施設-SMM-760-A63-004	—	—	—		施設管理課							
		日常の巡視	(1回/日)	施設-SMM-760-162-003	—	—	—		施設管理課							
		計装空気コンプレッサ	2基	低	事後保全	—	—	—	機能点検	(1回/年)	施設-SMM-760-116-011	—	—	—		施設管理課
									日常の巡視	(1回/日)	施設-SMM-760-162-003	—	—	—		施設管理課

*1：「中長期保守」欄の頻度等は、各検査における結果を適宜反映する。

施設:廃棄物貯蔵庫 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器					供用段階				中長期保全*1				備考	担当 課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)		保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準の該当条 項)	要領書 索引番号	巡視、点検項目	点検頻度 () 付き は、自主 的な点検	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造			要領書 索引番号
加工の事業に係る廃止措置 計画認可申請書 3.廃止措置対象施設及びそ の敷地 表3-6 廃止措置対象主要施 設及び主な設備(6/6) (2) 廃棄物貯蔵庫	建物	廃棄物貯蔵庫	—	—	低	時間基準 保全	漏水防止機能確認検査 ・外観目視確認 (外壁・天井・内壁) ・建屋鉄骨の肉厚確認 ・地震発生時の巡視	—	日常の巡視(外観目視)	1回/週	施設-SMM-760- 162-008	—	—	—	性能維持施設	施設管理課
							—	日常の巡視(天井・内壁の外 観目視)	1回/週	施設-SMM-760- 162-008	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
							—	地震発生時の巡視	震度4以上の発 生の都度	施設-SMM-720- 013-002	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
							—	建屋鉄骨の肉厚測定	1回/年	施設-SMM-760- 165-028	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
	その他加工施設の 附属設備	非常用設備	—	一式	低	時間基準 保全	自動火災報知設備 ・受信機 ・感知器 ・地区音響装置 ・発信機	施設-SMM-760- 166-015	機能点検	1回/6ヶ月	施設-SMM-760- 164-039	—	—	—	性能維持施設	施設管理課
							—	機能確認	1回/月	施設-SMM-760- 165-105	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
							消火設備 ・消火器 ・消火栓	施設-SMM-760- 166-017	総合点検	1回/年	施設-SMM-760- 164-039	—	—	—	施設管理課	
							安全避難通路 ・非常口誘導灯 ・通路誘導灯	—	機能点検	(1回/6ヶ月)	施設-SMM-760- 065-001	—	—	—	施設管理課	

*1: 「中長期保守」欄の頻度等は、各検査における結果を適宜反映する。

施設：非常用発電機棟 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器					供用段階					中長期保全*1			備考	担当 課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準の該当 条項)	要領書 索引番号	巡視、点検項目	点検頻度 () 付き は、自主 的な点検	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造	要領書 索引番号			
加工の事業に係る廃止措置 計画認可申請書 3.廃止措置対象施設及びそ の敷地 表3-6 廃止措置対象主要施 設及び主な設備(6/6) (3) 非常用発電機棟	建物	非常用発電機棟	—	—	低	時間基準 保全	漏水防止機能確認検査 ・外観目視確認（外壁・天井・内壁） ・建屋鉄骨の肉厚確認 ・地震発生時の巡視	—	日常の巡視(天井・内壁の外 観目視)	1回/日	施設-SMM- 760-162-001	—	—	—	性能維持施設	施設管理課
									外壁の外観目視検査	1回/年	施設-SMM- 760-165-014	—	—	—	性能維持施設	施設管理課
									地震発生時の巡視	震度4以上の発 生の都度	施設-SMM- 720-013-002	—	—	—	性能維持施設	施設管理課
									建屋鉄骨の肉厚測定	1回/年	施設-SMM- 760-165-014	—	—	—	性能維持施設	施設管理課
	その他加工施設の 附属設備	非常用設備	非常用発電機	—	中	時間基準 保全	外部電源喪失時の電源供給機能確認 検査 ・能力確認 ・作動確認 ・機能確認	施設-SMM-760- 166-012	作動確認	1回/月	施設-SMM- 760-165-104	—	—	—	性能維持施設	施設管理課
									日常の巡視	1回/日	施設-SMM- 760-162-001	—	—	—	性能維持施設	施設管理課
									絶縁抵抗測定	1回/年	施設-SMM- 760-165-104	—	—	—	性能維持施設	施設管理課
									機能(内部)点検	1回/年	施設-SMM- 760-961-001	—	—	—	性能維持施設	施設管理課
									基礎・固定ボルト点検 構造架台点検	1回/年	施設-SMM- 760-165-013	—	—	—	性能維持施設	施設管理課
				自動火災報知設備 ・受信機 ・感知器 ・地区音響装置 ・発信機	一式	低	時間基準 保全	火災検知機能確認検査	施設-SMM-760- 166-015	機能点検	1回/6ヶ月	施設-SMM- 760-164-039	—	—	—	性能維持施設
機能確認										1回/月	施設-SMM-760- 165-105	—	—	—	性能維持施設	施設管理課
消防法に基づく性能確認										1回/年	施設-SMM- 760-164-039	—	—	—	性能維持施設	施設管理課
安全避難通路 ・非常口誘導灯 ・通路誘導灯										一式	低	事後保全	—	—	機能点検	(1回/6ヶ月)

*1：「中長期保守」欄の頻度等は、各検査における結果を適宜反映する。

検査要否整理表

核燃料物質加工施設

（ウラン濃縮原型プラント
廃棄物貯蔵庫
非常用発電機棟）

承認		同意	作成		
副所長 (技術担当)	廃止措置・ 技術開発部長	核燃料 取扱主任者	安全 管理課長	廃止措置 推進課長	施設 管理課長
[Redacted]					

令和3年8月

人形峠環境技術センター

安全管理課

廃止措置・技術開発部 施設管理課

廃止措置・技術開発部 廃止措置推進課

本資料には核物質防護情報が含まれているため、該当箇所をマスキングしています。

改訂履歴

改訂	記 事	備 考
制定	令和3年度 制定	令和3年5月10日
01	組織改編に伴う組織名称の変更 記載の適正化（対象設備の訂正）	令和3年8月2日

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○同時確認・△知見考慮、－該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠 項目	対象設備
条	項目		ウラン濃縮 原型プラント	廃棄物 貯蔵庫	非常用 発電機棟		
4	核燃料物質の 臨界防止	第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（次項において「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその後作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられているものであること。	● 保安記録 確認	—	—	【臨界管理機能確認検査、保安記録確認】 ・機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理は、ウラン濃縮原型プラント設計及び工事の方法の認可申請書の記載内容から変更はない。 ・「臨界管理マニュアル」に従い、日常実施している巡視結果による保安記録を確認する。	放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備
		2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられているものでなければならない。	○ 同時確認	—	—	【臨界管理機能確認検査、保安記録確認】 ・第4条第1項と同じ	【第4条1項の検査と同時確認】 放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備
		3 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。	—	—	—	・ウラン235の量のウランの総量に対する比率が100分の5を超えるウラン及びプルトニウムを取り扱う施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	【該当なし】
5	安全機能を有 する施設の地 盤	第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	△ 知見考慮	△ 知見考慮	△ 知見考慮	・新規基準への適合に係る申請を行わず廃止措置計画認可を受けたため、本検査は不要である。ただし新規に設置する施設は新規基準に適合するように使用前事業者検査で確認する。また、認可された廃止措置計画における性能維持施設については、定期事業者検査相当の検査で確認する。 ・現状の地盤について新たな知見がある場合には必要に応じて建物の点検検査等に反映する。	【該当なし】
6	地震による損 傷の防止	第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。	● 保安記録 確認	● 保安記録 確認	● 保安記録 確認	【漏水防止機能確認検査（地震発生時の外観確認）、保安記録確認】 ・震度4以上の地震発生時に実施する施設の点検結果の保安記録を確認する。	建物本体
		2 耐震重要施設（事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	—	—	—	・耐震重要施設には該当しないため、本検査は不要である。	【該当なし】
		3 耐震重要施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	—	—	—	・耐震重要施設には該当しないため、本検査は不要である。	【該当なし】
7	津波による損 傷の防止	第七条 安全機能を有する施設は、基準津波（事業許可基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第二十八条において同じ。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	—	—	—	・施設の設置場所は、津波に係る保安設備や保安措置を要さない海拔700～750mの準高原地帯にあるため、本検査は不要である。	【該当なし】
8	外部からの衝 撃による損傷 の防止	第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	△ 知見考慮	△ 知見考慮	△ 知見考慮	・新規基準への適合に係る申請を行わず廃止措置計画の認可を受けたため、本検査は不要である。ただし新規に設置する施設は新規基準に適合するように使用前事業者検査で確認する。 ・現状の防護措置及び基礎地盤について新たな知見がある場合には必要に応じて建物の点検検査等に反映する。	【該当なし】
		2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—	・周辺監視区域には隣接する事業所、鉄道はない。また、外部衝撃に係る保安設備や保安措置を要さないため、本検査は不要である。	【該当なし】

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○同時確認・△知見考慮、－該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠 項目	対象設備
条	項目		ウラン濃縮 原型プラント	廃棄物 貯蔵庫	非常用 発電機棟		
		3 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により加工施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—	・航空機の飛行ルートではないため、本検査は不要である。	【該当なし】
9	加工施設への不法な侵入等の防止	第九条 加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）には、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—	・核物質防護規定において、施設の防護措置を定め、機構本部による定期的な核セキュリティ遵守状況調査及び原子力規制庁による原子力規制検査により確認していることから、本検査は不要である。	【該当なし】
10	閉じ込めの機能	第十条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。 一 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。	—	—	—	・核燃料物質等を含まない流体を導く管は、放射性物質を含む容器及び管に接続されていないため、本検査は不要である。	【該当なし】
		二 六ふっ化ウランを取り扱う設備であって、六ふっ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。	● 記録確認	—	—	【閉じ込め機能確認検査、記録確認】 ・容器等について定期的実施している外観検査・漏えい確認結果の記録を確認する。 ・新規に容器等を設置する場合は使用前事業者検査で確認する。	核燃料物質の貯蔵施設 [] [] []
		三 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下この条において「プルトニウム等」という。）を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。	—	—	—	・プルトニウム等を扱う施設ではないため、本検査は不要である。	【該当なし】
		四 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。	—	—	—	・プルトニウム等を扱う施設ではないため、本検査は不要である。	【該当なし】
		五 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。	● 記録確認	—	—	【局所排気機能確認検査、記録確認】 ・密封されていない核燃料物質等を取り扱う保守フードについて、定期的に行う開口部の面速測定結果の記録の確認を行なう。	気体廃棄物の廃棄設備
		六 プルトニウム等を取り扱う室（保管廃棄する室を除く。）及び核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	● 記録確認	—	—	【閉じ込め機能確認検査、負圧維持機能確認検査、記録確認】 ・定期的（1年に1回）に行う送排風機のインタロック作動結果の記録の確認を行う。 ・定期的（1年に1回）に行う第1種管理区域の負圧指示値確認結果の記録の確認を行なう。	気体廃棄物の廃棄設備
		七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の核燃料物質等が漏えいし難いものであること。	○ 保安記録確認	—	—	【外観検査、保安記録確認】 ・施設内の壁及び床面の塗装について、亀裂等の有無について日常的な巡視の結果から確認する。	【第6条の検査と同時確認】 建物本体（施設内部）
		ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	—	—	—	・液体状の核燃料物質等を取り扱う設備周辺部は、隣接する床面より低い槽及び配管トレンチが施工されている。また、IF5の保管容器はトレイ内に設置し定期的に巡視を実施しており、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないことから本検査は不要である。	【該当なし】
		ハ 工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって核燃料物質等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に核燃料物質等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十二条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	—	—	—	・工場等の外に排水を排出する排水路の上に施設の床面がないため、本検査は不要である。	【該当なし】

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○同時確認・△知見考慮、－該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠 項目	対象設備
条	項目		ウラン濃縮 原型プラント	廃棄物 貯蔵庫	非常用 発電機棟		
11	火災等による 損傷の防止	第十一条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備（事業許可基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。）及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。）が設置されたものでなければならない。	● 記録確認	● 記録確認	● 記録確認	【火災検知機能確認検査、記録確認】 ・消防法に基づく法定消防設備点検結果の記録確認を行なう。 ・ハロン消火設備など設備機器の構造及び作動後の影響により作動検査を行うことが困難な場合には、その設備機器の動作確認が可能な部位までの確認により行なう。	非常用設備 火災警報設備 消火設備
		2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。	—	—	—	・安全上重要な施設がないため、本検査は不要である。	【該当なし】
		3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	△ 知見考慮	△ 知見考慮	△ 知見考慮	・設備で使用している機材等の材質に変更はなく、ウラン濃縮原型プラント設計及び工事の方法の認可申請書の記載内容から変更はない。設備の変更又は新設する場合には、不燃性又は難燃性について設備ごとに使用前事業者検査で確認する。また、使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば建物の点検検査内容に反映する。	【該当なし】
		4 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものでなければならない。	—	—	—	・該当する設備は設置していないため、本検査は不要である。	【該当なし】
		5 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—	・該当する設備は設置していないため、本検査は不要である。	【該当なし】
		6 焼結設備その他の加熱を行う設備（次項において「焼結設備等」という。）は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。	—	—	—	・該当する設備は設置していないため、本検査は不要である。	【該当なし】
		7 水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等（爆発の危険性がないものを除く。）は、前三項に定めるところによるほか、次に掲げるところによらなければならない。 一 焼結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること。	—	—	—	・該当する設備は設置していないため、本検査は不要である。	【該当なし】
		二 焼結設備等から排出される可燃性ガスを滞留することなく安全に排出するための適切な措置を講ずること。	—	—	—	・該当する設備は設置していないため、本検査は不要である。	【該当なし】
	三 焼結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造とすること。	—	—	—	・該当する設備は設置していないため、本検査は不要である。	【該当なし】	
12	加工施設内における 溢水による損傷の防止	第十二条 安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—	・新規基準への適合に係る申請を行わず廃止措置計画認可を受けたため、本検査は不要である。ただし新規に設置する施設は新規基準に適合するように使用前事業者検査で確認する。また、認可された廃止措置計画における性能維持施設については、定期事業者検査相当の検査で確認する。	【該当なし】
		第十三条 加工施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路	—	—	—	・新規基準への適合に係る申請を行わず廃止措置計画認可を受けたため、本検査は不要である。ただし新規に設置する施設は新規基準に適合するように使用前事業者検査で確認する。また、認可された廃止措置計画における性能維持施設については、定期事業者検査相当の検査で確認する。	【該当なし】
	二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	—	—	—	・新規基準への適合に係る申請を行わず廃止措置計画認可を受けたため、本検査は不要である。ただし新規に設置する施設は新規基準に適合するように使用前事業者検査で確認する。また、認可された廃止措置計画における性能維持施設については、定期事業者検査相当の検査で確認する。	【該当なし】	

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○同時確認・△知見考慮、－該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠 項目	対象設備
条	項目		ウラン濃縮 原型プラント	廃棄物 貯蔵庫	非常用 発電機棟		
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	—	—	—	・廃止措置計画が認可され、加工事業は行わないことから、通常時及び設計基準事故時に想定される事象の発生はない。このため、本検査は不要である。	【該当なし】
14	安全機能を有する施設	第十四条 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。	—	—	—	・廃止措置計画が認可され、加工事業は行わないことから、通常時及び設計基準事故時に想定される事象の発生はない。このため、本検査は不要である。	【該当なし】
		2 安全機能を有する施設は、当該安全機能を有する施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。	△ 知見考慮	—	△ 知見考慮	・設備で使用している機材等の材質に変更はなく、ウラン濃縮原型プラント設計及び工事の方法の認可申請書の記載内容から変更はない。このため、本検査は不要である。新たに施設・設備を改造または設置する場合は、使用前事業者検査で確認する。最新の知見が確認された場合は必要に応じて点検検査等に反映する。	【該当なし】
		3 安全機能を有する施設に属する設備であって、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	△ 知見考慮	—	—	・設備で使用している機材等の材質に変更はなく、ウラン濃縮原型プラント設計及び工事の方法の認可申請書の記載内容から変更はない。新たに施設・設備を改造または設置する場合は、使用前事業者検査で確認する。最新の知見が確認された場合は必要に応じて点検検査等に反映する。	【該当なし】
		4 安全機能を有する施設は、他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。	—	—	—	・他の原子力施設と共用又は安全機能を有する施設に属する設備を共用していないため、本検査は不要である。	【該当なし】
15	材料及び構造	第十五条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第十六条の三第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重、その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。	—	—	—	・該当する容器等は設置していないため、本検査は不要である。 ただし、新たに容器等を設置する場合は、使用前事業者検査で確認する。	【該当なし】
		二 容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。 イ 設計上定める条件において、全体的に変形を弾性域に抑えること。	—	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	【該当なし】
		ロ 容器等に属する伸縮継手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。	—	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	【該当なし】
		ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	—	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	【該当なし】
		三 容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ）は次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。	—	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	【該当なし】
		ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊検査により確認したものであること。	—	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	【該当なし】
		ハ 適切な強度を有するものであること。	—	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	【該当なし】
		二 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したのものにより溶接したものであること。	—	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	【該当なし】
		2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。	—	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	【該当なし】

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○同時確認・△知見考慮、－該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠 項目	対象設備
条	項目		ウラン濃縮 原型プラント	廃棄物 貯蔵庫	非常用 発電機棟		
16	搬送設備	第十六条 核燃料物質を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有するものであること。	● 記録確認	—	—	【性能維持機能確認検査、記録確認】 ・搬送する能力は労安法に基づき定期的(1年に1回)に行う点検結果の記録により性能確認を行なう。	搬送設備
		二 核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであること。	○ 同時確認	—	—	【停電時保持機能確認検査、吊上げ高さ制限機能確認検査、記録確認】 ・定期的に行う天井走行クレーン及びテルハの停電保持機能及び吊上げ制限高さ確認結果の記録の確認を行なう。	【第16条第1号の検査と同時確認】 搬送設備
17	核燃料物質の貯蔵施設	第十七条 核燃料物質を貯蔵する設備には、必要に応じて核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備が設けられていなければならない。	—	—	—	・崩壊熱等により過熱するおそれのある貯蔵施設がないため、本検査は不要である。	【該当なし】
18	警報設備等	第十八条 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。	● 記録確認	—	—	【警報作動検査、記録確認】 ・定期的に行う排気用モニタ、エリア用モニタ及び空間γ線測定装置の計数効率（HFは検出範囲）確認並びに警報作動検査の記録確認を行なう。	放射線管理施設（屋内、屋外管理用の主要な設備）
		2 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。	● 記録確認	—	—	【閉じ込め機能(負圧維持機能)確認検査、管理廃水処理機能確認検査、記録確認】 ・定期的(1年に1回)に行う負圧警報装置作動確認結果の記録確認等で確認する。 ・定期的に行う液面検知装置の警報作動の記録確認により行なう。	気体廃棄物の廃棄設備 液体廃棄物の廃棄設備
19	放射線管理施設	第十九条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって替えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はそれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	—	—	—	保安規定に基づき、施設内の放射線管理の中で確認するため定期事業者検査は不要である。	【該当なし】
		二 放射性廃棄物の排水口又はそれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	● 記録確認	—	—	【濃度確認検査、記録確認】 ・排水中の濃度管理については、排水の都度実施している分析結果が保安規定で定める管理目標値を超えていないことを記録により確認する。	液体廃棄物の廃棄設備
		三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	—	—	—	保安規定に基づき、施設内の放射線管理の中で確認するため定期事業者検査は不要である。	【該当なし】
20	廃棄施設	第二十条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによらなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	○ 同時確認	—	—	【管理廃水処理機能確認検査、記録確認】 ・フィルタユニット（ろ過装置）の高性能エアフィルタ交換時のDOP試験結果の記録により確認する。 ・排水の都度、排水前の分析結果の記録を確認する。	【第19条2号、第20条4号の検査と同時確認】 気体廃棄物の廃棄設備 液体廃棄物の廃棄設備
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	—	—	—	・放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置されているため、本検査は不要である。	【該当なし】
		三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	○ 同時確認	—	—	【閉じ込め機能確認検査、記録確認】 ・定期的に行っている気体廃棄物の廃棄設備(排気ダクト)の外観点検の記録確認を行なう。	【第23条1号の検査と同時確認】 気体廃棄物の廃棄設備

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○同時確認・△知見考慮、－該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠 項目	対象設備
条	項目		ウラン濃縮 原型プラント	廃棄物 貯蔵庫	非常用 発電機棟		
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	● 記録確認	—	—	【放射性物質の除去機能確認検査、記録確認】 ・フィルタユニット（ろ過装置）の高性能エアフィルタ交換時のDOP試験結果の記録により確認する。 ・廃棄物貯蔵庫は、第2種管理区域であり、放射性固体廃棄物を容器等に封入した状態で保管しており、床、壁等の表面汚染はないため、本検査は不要である。	気体廃棄物の廃棄設備
		五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	○ 同時確認	—	—	【系統確認検査、漏えい検査、記録確認】 ・定期的に行う液体状の放射性物質を貯留する槽及び配管等の漏えい点検結果の記録により確認する。	【第19条第2号の検査と同時確認】 液体廃棄物の廃棄設備
21	核燃料物質等による汚染の防止	第二十一条 加工施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものでなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	—	【外観検査、保安記録確認】 ・建物内部の第1種管理区域における壁及び床面の塗装について、亀裂等の有無について日常的な巡視の結果から確認する。	【第6条の検査と同時確認】 建物本体
22	遮蔽	第二十二条 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	—	—	—	・加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書の記載内容から変更はない。工事等により変更する場合は、使用前事業者検査で確認する。	【該当なし】
		2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—	・該当する設備は設置していないため、本検査は不要である。	【該当なし】
23	換気設備	第二十三条 加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	● 記録確認	—	—	【閉じ込め機能(負圧維持機能)確認検査、記録確認】 ・定期的(1年に1回)に行う気体廃棄施設の処理能力測定結果の記録を確認する。	気体廃棄物の廃棄設備
		二 核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。	○ 同時確認	—	—	【系統確認検査、記録確認】 ・ウラン濃縮原型プラント設計及び工事の方法の認可申請書の記載内容から変更はない。許可申請書に記載されている系統図により確認する。	【第23条1号の検査と同時確認】 気体廃棄物の廃棄設備
		三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○ 同時確認	—	—	【性能検査、記録確認】 ・フィルタユニット（ろ過装置）の高性能エアフィルタ交換時のDOP試験結果の記録により確認する。	【第20条4号の検査と同時確認】 気体廃棄物の廃棄設備
24	非常用電源設備	第二十四条 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。	—	—	● 記録確認	【外部電源喪失時の電源供給機能確認検査、記録確認】 ・定期的(1年に1回)に行う非常用発電機の作動確認結果の記録確認を行なう。	非常用設備
		2 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。	● 記録確認	—	—	【外部電源喪失時の電源供給機能確認検査、記録確認】 ・定期的(1年に1回)に行う無停電電源装置の作動確認結果の記録確認を行なう。	非常用設備
25	通信連絡設備	第二十五条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。	● 記録確認	—	● 記録確認	【センター内の連絡機能確認検査、記録確認】 ・定期的(1年に1回)に行う非常用通報連絡設備の性能点検結果の記録確認を行なう。	非常用設備
		2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。	—	—	—	・新規基準への適合に係る申請を行わず廃止措置計画の認可を受けたため、本検査は不要である。ただし新規に設置する施設は新規基準に適合するように使用前事業者検査で確認する。	【該当なし】

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○同時確認・△知見考慮、－該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠 項目	対象設備
条	項目		ウラン濃縮 原型プラント	廃棄物 貯蔵庫	非常用 発電機棟		
ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟は重大事故等対処施設に該当しないため、以降の条文要求には該当しないことから、定期事業者検査等は不要である。							
26	重大事故等対処施設の地盤	第二十六条 重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地盤に設置されたものでなければならない。 一 重大事故等対処設備のうち常設のもの（重大事故等対処設備のうち可搬型のもの（以下「可搬型重大事故等対処設備」という。）と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要なプルトリウムを取り扱う加工施設内の常設のケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。）であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。）が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤	—	—	—	【該当なし】	
		二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤	—	—	—	【該当なし】	
27	地震による損傷の防止	第二十七条 重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより設置されたものでなければならない。 一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く）又は重大事故（以下「重大事故等」と称する。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。	—	—	—	【該当なし】	
		二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。	—	—	—	【該当なし】	
28	津波による損傷の防止	2 前項第一号の重大事故等対処施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—	【該当なし】	
		第二十八条 重大事故等対処施設は、基準津波にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—	【該当なし】	
29	火災等による損傷の防止	第二十九条 重大事故等対処施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合において、消火設備及び警報設備が設置されたものでなければならない。	—	—	—	【該当なし】	
		2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—	【該当なし】	
30	重大事故等対処設備	3 重大事故等対処施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—	【該当なし】	
		第三十条 重大事故等対処設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。	—	—	—	【該当なし】	
		二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。	—	—	—	【該当なし】	
		三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。	—	—	—	【該当なし】	
		四 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための検査又は試験及び当該機能を健全に維持するための保守又は修理ができること。	—	—	—	【該当なし】	
		五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。	—	—	—	【該当なし】	
		六 プルトリウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。	—	—	—	【該当なし】	
		七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。	—	—	—	【該当なし】	
		2 常設重大事故等対処設備は、前項に掲げるもののほか、共通要因（事業許可基準規則第一条第二項第七号に規定する共通要因をいう。次項において同じ。）によって設計基準事故に	—	—	—	【該当なし】	

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○同時確認・△知見考慮、－該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠 項目	対象設備
条	項目		ウラン濃縮 原型プラント	廃棄物 貯蔵庫	非常用 発電機棟		
		対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。					
		3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 常設設備（プルトニウムを取り扱う加工施設と接続されている設備又はプルトニウムを取り扱う加工施設と短時間に接続することができる常設の設備をいう。以下この項において同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。	—	—	—		【該当なし】
		二 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（プルトニウムを取り扱う加工施設の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。	—	—	—		【該当なし】
		三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。	—	—	—		【該当なし】
		四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	—	—	—		【該当なし】
		五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。	—	—	—		【該当なし】
		六 共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。	—	—	—		【該当なし】
31	材料及び構造	第三十一条 重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る）及び第二号の規定については法第十六条の三第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性が確保できるものであること。 二 容器等の主要な溶接部（溶接金属及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。 ロ 溶接部による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。 ハ 適切な強度を有するものであること。 ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものであり溶接したものであること。	—	—	—		【該当なし】
		2 重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。	—	—	—		【該当なし】
32	臨界事故の拡大を防止するための設備	第三十二条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第一号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。 一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備 二 臨界事故の影響を緩和するために必要な設備	—	—	—		【該当なし】
33	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	第三十三条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。 一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備 二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備	—	—	—		【該当なし】

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○同時確認・△知見考慮、－該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠 項目	対象設備
条	項目		ウラン濃縮 原型プラント	廃棄物 貯蔵庫	非常用 発電機棟		
34	工場への放射性物質の拡散を抑制するための設備	第三十四条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。	—	—	—	【該当なし】	
35	重大事故等への対処に必要な水の水の供給設備	第三十五条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられていなければならない。	—	—	—	【該当なし】	
36	電源設備	第三十六条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止し、第二十四条の規定により設置される非常用電源設備からの電源が喪失した場合において、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備が設けられていなければならない。	—	—	—	【該当なし】	
37	監視測定設備	第三十七条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。	—	—	—	【該当なし】	
		2 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。	—	—	—	【該当なし】	
38	緊急時対策所	第三十八条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところにより緊急時対策所が設けられていなければならない。 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。	—	—	—	【該当なし】	
		二 プルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。	—	—	—	【該当なし】	
		2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない	—	—	—	【該当なし】	
39	通信連絡を行うために必要な設備	第三十九条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。	—	—	—	【該当なし】	